

平成29年度

主要施策と当初予算案の概要

地方創生と健康・子育て・教育
に配慮した予算

愛 川 町

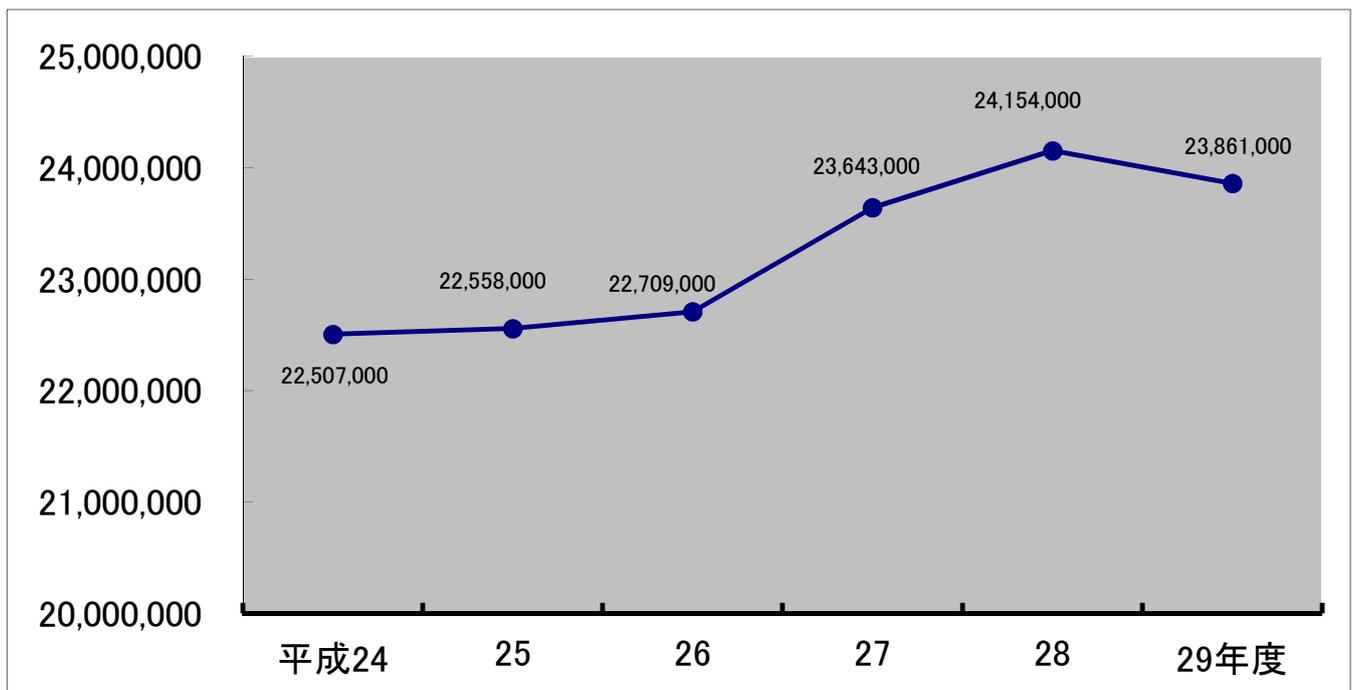
1 歳入歳出予算総額

(単位:千円・%)

| 会 計 名 | | 平成29年度 | | 平成28年度 | | 比 較 | |
|------------------|---------------|------------|-------|------------|-------|-----------|-------|
| | | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 増 減 額 | 増減率 |
| 一 般 会 計 | | 12,003,000 | 50.3 | 12,308,000 | 50.9 | △ 305,000 | △ 2.5 |
| 特 別 会 計 | 国 民 健 康 保 険 | 6,510,000 | 27.3 | 6,389,000 | 26.5 | 121,000 | 1.9 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 | 406,000 | 1.7 | 405,000 | 1.7 | 1,000 | 0.2 |
| | 介 護 保 険 | 2,707,000 | 11.3 | 2,733,000 | 11.3 | △ 26,000 | △ 1.0 |
| | 下 水 道 事 業 | 1,287,000 | 5.4 | 1,357,000 | 5.6 | △ 70,000 | △ 5.2 |
| | 小 計 | 10,910,000 | 45.7 | 10,884,000 | 45.1 | 26,000 | 0.2 |
| 企 業 会 計 | 水 道 事 業 | 948,000 | 4.0 | 962,000 | 4.0 | △ 14,000 | △ 1.5 |
| 合 計 | | 23,861,000 | 100.0 | 24,154,000 | 100.0 | △ 293,000 | △ 1.2 |

予 算 の 推 移

(単位:千円)



2 一般会計歳入歳出予算の内訳

(1) 歳 入

(単位:千円・%)

| 款 | 平成29年度 | | 平成28年度 | | 比 較 | |
|--------------------------|------------|-------|------------|-------|-----------|--------|
| | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 増 減 額 | 増減率 |
| ① 町 税 | 7,431,401 | 61.9 | 7,466,790 | 60.7 | △ 35,389 | △ 0.5 |
| 2 地 方 譲 与 税 | 115,000 | 1.0 | 119,000 | 1.0 | △ 4,000 | △ 3.4 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 3,000 | 0.0 | 8,000 | 0.1 | △ 5,000 | △ 62.5 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 28,000 | 0.2 | 38,000 | 0.3 | △ 10,000 | △ 26.3 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 33,000 | 0.3 | 24,000 | 0.2 | 9,000 | 37.5 |
| 6 地 方 消 費 税 交 付 金 | 768,000 | 6.4 | 843,000 | 6.8 | △ 75,000 | △ 8.9 |
| 7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 41,000 | 0.3 | 43,000 | 0.3 | △ 2,000 | △ 4.7 |
| 8 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 46,000 | 0.4 | 46,000 | 0.4 | 0 | 0.0 |
| 9 地 方 特 例 交 付 金 | 28,000 | 0.2 | 28,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 10 地 方 交 付 税 | 10 | 0.0 | 10 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 6,000 | 0.0 | 7,000 | 0.1 | △ 1,000 | △ 14.3 |
| ⑫ 分 担 金 及 び 負 担 金 | 99,555 | 0.8 | 87,883 | 0.7 | 11,672 | 13.3 |
| ⑬ 使 用 料 及 び 手 数 料 | 297,627 | 2.5 | 299,256 | 2.4 | △ 1,629 | △ 0.5 |
| 14 国 庫 支 出 金 | 1,027,568 | 8.6 | 1,180,661 | 9.6 | △ 153,093 | △ 13.0 |
| 15 県 支 出 金 | 756,349 | 6.3 | 809,439 | 6.6 | △ 53,090 | △ 6.6 |
| ⑯ 財 産 収 入 | 967 | 0.0 | 1,097 | 0.0 | △ 130 | △ 11.9 |
| ⑰ 寄 附 金 | 16,502 | 0.2 | 13,996 | 0.1 | 2,506 | 17.9 |
| ⑱ 繰 入 金 | 157,952 | 1.3 | 74,227 | 0.6 | 83,725 | 112.8 |
| ⑲ 繰 越 金 | 250,000 | 2.1 | 250,000 | 2.0 | 0 | 0.0 |
| ⑳ 諸 収 入 | 408,969 | 3.4 | 463,041 | 3.8 | △ 54,072 | △ 11.7 |
| 21 町 債 | 488,100 | 4.1 | 505,600 | 4.1 | △ 17,500 | △ 3.5 |
| 歳 入 合 計 | 12,003,000 | 100.0 | 12,308,000 | 100.0 | △ 305,000 | △ 2.5 |
| ○ 自 主 財 源 | 8,662,973 | 72.2 | 8,656,290 | 70.3 | 6,683 | 0.1 |
| 依 存 財 源 | 3,340,027 | 27.8 | 3,651,710 | 29.7 | △ 311,683 | △ 8.5 |

町税の内訳

(単位:千円・%)

| 区分 | 税目 | | 平成29年度 | | 平成28年度 | | 比較 | | |
|------------------|----------------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-------|
| | | | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 | |
| 現 年 課 税 | 町 民 税 | 個人 | 1,889,852 | 25.4 | 1,912,900 | 25.6 | △ 23,048 | △ 1.2 | |
| | | 法人 | 520,246 | 7.0 | 633,542 | 8.5 | △ 113,296 | △ 17.9 | |
| | | 小計 | 2,410,098 | 32.4 | 2,546,442 | 34.1 | △ 136,344 | △ 5.4 | |
| | 固 定 資 産 税 | 純 固 定 資 産 | 土地 | 1,385,097 | 18.7 | 1,398,126 | 18.7 | △ 13,029 | △ 0.9 |
| | | | 家屋 | 1,621,147 | 21.8 | 1,521,559 | 20.4 | 99,588 | 6.5 |
| | | 償却資産 | 償却資産 | 774,905 | 10.4 | 774,538 | 10.4 | 367 | 0.0 |
| | | | 計 | 3,781,149 | 50.9 | 3,694,223 | 49.5 | 86,926 | 2.4 |
| | | 交 付 金 | 交付金 | 230,351 | 3.1 | 238,744 | 3.2 | △ 8,393 | △ 3.5 |
| | | | 小計 | 4,011,500 | 54.0 | 3,932,967 | 52.7 | 78,533 | 2.0 |
| | 税 | 軽自動車税 | 119,232 | 1.6 | 108,990 | 1.5 | 10,242 | 9.4 | |
| | | 町たばこ税 | 340,107 | 4.6 | 340,112 | 4.5 | △ 5 | 0.0 | |
| | | 都市計画税 | 430,464 | 5.8 | 418,279 | 5.6 | 12,185 | 2.9 | |
| | | 合計 | 7,311,401 | 98.4 | 7,346,790 | 98.4 | △ 35,389 | △ 0.5 | |
| | 分 滞 納 繰 越 分 | 町民税 | 63,000 | 0.8 | 63,000 | 0.8 | 0 | 0.0 | |
| 固定資産税 | | 50,000 | 0.7 | 50,000 | 0.7 | 0 | 0.0 | | |
| 軽自動車税 | | 1,500 | 0.0 | 1,500 | 0.0 | 0 | 0.0 | | |
| 都市計画税 | | 5,500 | 0.1 | 5,500 | 0.1 | 0 | 0.0 | | |
| 合計 | | 120,000 | 1.6 | 120,000 | 1.6 | 0 | 0.0 | | |
| 総計 | | 7,431,401 | 100.0 | 7,466,790 | 100.0 | △ 35,389 | △ 0.5 | | |

(2)歳 出(目的別)

(単位:千円・%)

| 款 | 平成29年度 | | 平成28年度 | | 比 較 | |
|---------------|------------|-------|------------|-------|-----------|--------|
| | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 1 議 会 費 | 167,336 | 1.4 | 170,553 | 1.4 | △ 3,217 | △ 1.9 |
| 2 総 務 費 | 1,424,390 | 11.9 | 1,465,473 | 11.9 | △ 41,083 | △ 2.8 |
| 3 民 生 費 | 4,403,545 | 36.7 | 4,661,264 | 37.9 | △ 257,719 | △ 5.5 |
| 4 衛 生 費 | 1,252,431 | 10.4 | 1,298,362 | 10.5 | △ 45,931 | △ 3.5 |
| 5 農 林 水 産 業 費 | 189,639 | 1.6 | 201,390 | 1.6 | △ 11,751 | △ 5.8 |
| 6 商 工 費 | 323,513 | 2.7 | 340,138 | 2.8 | △ 16,625 | △ 4.9 |
| 7 土 木 費 | 1,348,321 | 11.2 | 1,182,414 | 9.6 | 165,907 | 14.0 |
| 8 消 防 費 | 733,502 | 6.1 | 894,045 | 7.3 | △ 160,543 | △ 18.0 |
| 9 教 育 費 | 1,390,324 | 11.6 | 1,364,672 | 11.1 | 25,652 | 1.9 |
| 10 災 害 復 旧 費 | 1,231 | 0.0 | 1,226 | 0.0 | 5 | 0.4 |
| 11 公 債 費 | 648,768 | 5.4 | 608,463 | 4.9 | 40,305 | 6.6 |
| 12 諸 支 出 金 | 60,000 | 0.5 | 60,000 | 0.5 | 0 | 0.0 |
| 13 予 備 費 | 60,000 | 0.5 | 60,000 | 0.5 | 0 | 0.0 |
| 歳 出 合 計 | 12,003,000 | 100.0 | 12,308,000 | 100.0 | △ 305,000 | △ 2.5 |

(3)歳 出(性質別)

(単位:千円・%)

| 区 分 | | 平成29年度 | | 平成28年度 | | 比 較 | | |
|-----------------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|
| | | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 増 減 額 | 増減率 | |
| 消 費 的 経 費 | 人 件 費 | 3,174,195 | 26.4 | 3,177,661 | 25.8 | △ 3,466 | △ 0.1 | |
| | 物 件 費 | 2,147,566 | 17.9 | 2,294,085 | 18.6 | △ 146,519 | △ 6.4 | |
| | 維 持 補 修 費 | 72,528 | 0.6 | 76,244 | 0.7 | △ 3,716 | △ 4.9 | |
| | 扶 助 費 | 2,085,377 | 17.4 | 2,200,395 | 17.9 | △ 115,018 | △ 5.2 | |
| | 補 助 費 等 | 1,133,074 | 9.5 | 1,184,000 | 9.6 | △ 50,926 | △ 4.3 | |
| | 小 計 | 8,612,740 | 71.8 | 8,932,385 | 72.6 | △ 319,645 | △ 3.6 | |
| 投 資 的 経 費 | 普通建設事業費 | 807,343 | 6.7 | 850,564 | 6.9 | △ 43,221 | △ 5.1 | |
| | 内 訳 | 補助事業費 | 142,116 | 1.2 | 169,998 | 1.4 | △ 27,882 | △ 16.4 |
| | | 単独事業費 | 665,227 | 5.5 | 680,566 | 5.5 | △ 15,339 | △ 2.3 |
| | 災害復旧事業費 | 1,231 | 0.0 | 1,226 | 0.0 | 5 | 0.4 | |
| | 小 計 | 808,574 | 6.7 | 851,790 | 6.9 | △ 43,216 | △ 5.1 | |
| 公 債 費 | 648,768 | 5.4 | 608,459 | 4.9 | 40,309 | 6.6 | | |
| 積 立 金 | 5,510 | 0.0 | 4,640 | 0.1 | 870 | 18.8 | | |
| 貸 付 金 | 274,000 | 2.3 | 274,000 | 2.2 | 0 | 0.0 | | |
| 繰 出 金 | 1,593,408 | 13.3 | 1,576,726 | 12.8 | 16,682 | 1.1 | | |
| 予 備 費 | 60,000 | 0.5 | 60,000 | 0.5 | 0 | 0.0 | | |
| 歳 出 合 計 | 12,003,000 | 100.0 | 12,308,000 | 100.0 | △ 305,000 | △ 2.5 | | |
| 義 務 的 経 費 | 5,908,340 | 49.2 | 5,986,515 | 48.6 | △ 78,175 | △ 1.3 | | |

(注) 1 「補助事業費」とは、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費をいい、県単独の補助を受けて行う事業費は含まない。

2 「義務的経費」とは、人件費、扶助費及び公債費の計をいう。

3 主要施策

◎子育て支援を柱とした福祉・健康施策の推進

《1 児童福祉》



(1) 小児インフルエンザ予防接種事業

7,902 千円（健康推進課）

乳幼児・児童のインフルエンザの予防及びまん延を防止するため、インフルエンザワクチンの接種費用を助成するもの

〈対象者〉 生後6ヶ月から小学校6年生までの乳幼児・児童

〈接種回数〉 2回

〈助成内容〉 1回につき1,000円



(2) 新婚生活支援事業

3,000 千円（子育て支援課）

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、国庫補助金を活用した助成制度と町単独による助成制度を創設し、少子化対策、移住・定住を推進するもの

〈対象者〉 新たに婚姻し町内に居住する世帯で、世帯所得が600万円未満の世帯

〈対象費用〉 新居の購入費、新居の家賃、新居への引越費用

〈補助額〉 ●国庫補助分

・世帯所得340万円未満の世帯 240,000円（限度額）

●単独分

・世帯所得340万円から600万円未満の世帯 120,000円（限度額）



(3) 待機児童解消に向けた取り組み

6,000 千円（子育て支援課）

待機児童の解消に向け、日々増加する低年齢児の保育所入所ニーズに対応するため、中津南保育園に引き続き、高峰保育園及び春日台保育園の0・1歳児クラスの定員枠を拡大するもの

●高峰保育園 現行9人⇒12人（+3人）

●春日台保育園 現行12人⇒15人（+3人）

(4) 小児医療費助成事業

134,889 千円（子育て支援課）

安心して子どもを産み育てることができるよう、中学3年生までの入院・通院医療費の自己負担分を全額助成するもの（所得制限なし）

(5) 認定こども園・小規模保育施設等への給付事業

73,618 千円（子育て支援課）

「子ども・子育て支援法」に基づき、認定こども園や小規模保育施設等に対し、園児の年齢や施設の規模等に応じた給付を行い、保育の質の向上と待機児童の解消を図るもの

●施設型給付 9,247 千円

〈内容〉 認定こども園等への給付

〈対象〉 町外3施設16人分

- 地域型保育給付 64,371 千円
 - 〈内容〉小規模保育施設への給付
(少人数を対象とした家庭的な保育を実施する施設)
 - 〈対象〉町内 3 施設 41 人分

(6) 私立幼稚園長時間預かり保育支援事業 2,676 千円 (子育て支援課)

認定こども園への移行促進と待機児童対策を推進するため、「長時間預かり保育」を実施する私立幼稚園に対し、助成を行うもの

〈対象施設〉 町内 1 施設 (23 人分)

〈補助要件〉

- ・認定こども園等に移行する意思がある。
- ・1 日 11 時間以上の長時間保育を実施する。
- ・原則として、土曜・長期休業日も保育を実施する。
- ・保育所の基準に準じた職員配置をする。

(7) 認定保育施設運営費補助金 804 千円 (子育て支援課)

認定保育施設に入所している児童の福祉の向上を図るため、引き続き、「認定保育施設運営費補助金」により運営費の助成を継続するもの

〈対象施設〉 町外 2 施設 (4 人分)

(8) 養育支援訪問事業 216 千円 (子育て支援課)

育児ストレスなどにより、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、育児や家事の援助、指導・助言を行い、適切な養育環境の確保を図るもの

(9) 母子・父子家庭生活援助事業 42 千円 (福祉支援課)

母子・父子家庭を対象とした、ホームヘルプサービス (家事援助) の利用料を助成し、生活支援・向上を図るもの

〈助成内容〉 「あいかわ福祉サービス協会」が実施するホームヘルプサービス (家事援助) の利用料金

〈助成額〉 1 時間あたり 700 円 (上限: 月 20 時間、14,000 円)

(10) ひとり親家庭等医療費助成事業 30,862 千円 (子育て支援課)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を図るため、医療費の自己負担分を全額助成するもの

〈対象〉 母子・父子家庭等の親と子 (18 歳まで)

(11) 出産祝い金支給事業 9,920 千円 (子育て支援課)

少子化対策を推進していくため、お子さんを出産された世帯に対し、出産祝い金を支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るもの

〈交付額〉 第 1 子 30,000 円 第 2 子 50,000 円 第 3 子以降 70,000 円

(12) 子育て応援赤ちゃん育児用品購入費助成事業**9,561 千円（子育て支援課）**

安心して子どもを産み育てられる環境と次世代を担う子どもの健やかな成長に役立てるため、生まれたお子さんの紙おむつ、粉ミルク等の育児用品の購入について、その一部を助成するもの

「愛川町子育て応援赤ちゃん育児用品購入助成券」の交付により、町内の協力店舗で子どものニーズに合わせた商品選びが可能となるほか、町内消費を拡大し、地域経済の活性化を図るもの

- 〈助成額〉 1人あたり年額 42,000 円（3,500 円助成券×12 枚）
- 〈対象商品〉 粉ミルク、紙おむつ、おしりふき用ウェットティッシュ等育児関連用品
- 〈協力店舗〉 町内ドラッグストア（5 店舗）

(13) 児童手当支給事業**647,485 千円（子育て支援課）**

次世代の社会を担う子どもの健全育成と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、中学校修了までの子どもを対象に、「児童手当」を支給するもの

〈対象〉 0 歳から中学校修了までのお子さんを養育している方

〈支給額〉 ●所得制限未満の方：月額

- ・0 歳から 3 歳未満 15,000 円
- ・3 歳から小学校修了前 第 1・2 子 10,000 円
- 第 3 子以降 15,000 円
- ・中学生 10,000 円

●所得制限以上の方：月額 5,000 円

※所得制限の収入額の目安 960 万円以上（夫婦・子ども 2 人）

(14) 子育て支援センター等の運営**5,629 千円（子育て支援課）**

子育てサロンや子育て相談など保護者間の交流を図り、育児不安の解消と子育て環境の充実に努めるとともに、親子での遊び方等を学ぶ「お父さんのための土曜講座」を開催し、父親の育児参加の促進を図るもの

〈子育て支援センター〉 健康プラザ 3 階

- ・子育てサロン 毎週月～金曜日
- ・土曜サロン 毎月 2 回（第 2・第 4 土曜日）
- ・「お父さんのための土曜講座」の開催（奇数月の第 4 土曜日、年 6 回）

〈かえでっこのつどい〉 町立 6 保育園（毎週水曜日）

〈移動子育てサロン〉 半原公民館（毎月第 1・第 3 木曜日）
中津公民館（毎月第 1・第 3 火曜日）

(15) 一時保育事業の実施**7,381 千円（子育て支援課）**

保護者の育児疲れの解消や断続的な勤務等の一時的な保育需要に対応するため、一時保育事業を実施するもの

〈対象〉 1 歳児から就学前まで

〈場所・時間〉 中津保育園、田代保育園（午前 8 時 30 分～午後 6 時）

- 〈利用条件〉 断続的な勤務（週3日以内）、入院、通院、育児疲れ解消、冠婚葬祭等
 〈保育料〉 1時間100円～300円（給食・おやつ代別途）

拡 (16) 放課後児童クラブ事業 30,701千円（生涯学習課）

帰宅しても、保護者の就労や疾病等により家庭での育成が困難な児童を対象に、集団生活や遊びなどを通して日常生活指導等を行うため、町内全小学校（6校）で開設している放課後児童クラブの対象児童年齢を引き上げ、児童の健全育成と子育て支援を推進するもの

- 〈対象〉 小学校1年生～3年生を小学校6年生までに拡大
 〈定員〉 半原・田代・高峰・中津第二児童クラブ 35人以内
 中津・菅原児童クラブ 40人以内

〈利用時間〉

【平日】 授業終了時から午後6時30分まで

【土曜・長期休業日】 早朝利用時間 午前8時から午前8時30分まで

通常利用時間 午前8時30分から午後6時30分まで

〈育成料〉 月額4,000円（早朝利用 1回につき100円）

(17) かわせみ広場事業 11,762千円（生涯学習課）

町内の児童館や地域公民館等を活用し、放課後の時間帯を使い、遊びを通じた異年齢児童間の交流活動等を行うことにより、児童の健全育成を図るもの

- 〈対象〉 小学校1年生から6年生までの児童
 〈実施日・時間〉 原則として月曜日から金曜日の午後3時から午後5時まで
 （11月から1月までは午後4時30分まで）
 〈実施施設〉 児童館等12施設

《2 障がい者福祉》

新 (1) 軽度中等度難聴児補聴器購入費助成事業 185千円（福祉支援課）

障害者手帳の対象とならない軽度中等度難聴児を対象に、補聴器購入経費の一部を助成するもの

〈補助率〉 1/3（町1/3、県1/3、本人負担1/3）

新 (2) 売店「^{のぞみ}希望」の設置 190千円（福祉支援課）

町民から要望の高い売店について、町と町社会福祉協議会が連携し、町福祉センター内に売店「希望」を設置するとともに、障がい者雇用の促進を図るもの

(3) 障がい者福祉の推進 2,256千円（福祉支援課）

障がい者福祉を推進するため、町障がい福祉計画を改定するとともに、町社会福祉協議会と連携した障がい者雇用の促進、障がい者グループホームへの助成を行うもの

〈事業内容〉

- 障がい福祉計画の改定

障がいを持つ方々が住みなれた地域で安心して生活ができるよう町障がい福祉計画を改定するもの



- 障がい者グループホーム設置費助成

新規に障がい者グループホーム等を設置する事業者に電話敷設費他、入居に必要な備品購入費等を補助し、障がい者福祉を推進するもの

(4) 障害者自立支援事業

825,942 千円（福祉支援課）

「障害者総合支援法」に基づき、身体・知的・精神の3障がい及び難病を対象にした障がい福祉サービスの提供を行うとともに、福祉センター内において町が設置し、社会福祉法人かながわ共同会が運営する「かえでの家」及び「ひまわりの家」が行うサービスに対する給付を行うもの

〈事業内容〉

- 障害支援区分認定審査会
- 自立支援医療費助成
- 障害者介護給付・訓練等給付事業
- 障害児通所給付事業



- 地域生活支援事業（日常生活用具給付事業に「大活字本」を追加）
- 補装具費の給付

(5) 在宅重度障害者タクシー・自動車燃料費助成事業

5,102 千円（福祉支援課）

障がい者の移動支援や経済的負担の軽減を図るため、タクシーの利用券や自動車の燃料費を助成するもの

〈対象者〉 1～2級の身体障がい者、知能指数35以下の知的障がい者
1級の精神障がい者

※ 所得制限あり（特別障害者手当の支給基準に準拠）

〈助成額〉 年額18,000円（自動車税減免者は9,000円）

(6) 障害者医療費助成事業

124,435 千円（福祉支援課）

障がい者の健康保持、経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分を全額助成するもの

〈対象者〉 1～3級の身体障がい者、知能指数50以下の知的障がい者
1級の精神障がい者（通院分のみ）

※ 所得制限あり（特別障害者手当の支給基準に準拠）

※ 65歳以上新規障がい認定者は適用除外

《3 高齢者福祉》

(1) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業

2,592 千円（高齢介護課）

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、3年ごとに策定している計画で、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に構成することで、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に資するもの

〈計画期間〉 平成30年4月～平成33年3月（3年間）

(2) 介護予防事業の拡充・地域包括ケアシステムの構築（介護保険特別会計）

109,931 千円（高齢介護課）

身近な地域で住民が主体となって実施している『いきいき100歳体操』の普及支援を図るため、地域のボランティアとして支える側となる「いきいき100歳体操サポーター」を養成するとともに、新たに『かみかみ100歳体操』を導入し、介護予防の普及啓発活動を推進するもの

また、元気な高齢者の方の社会参加と地域貢献、そして自身の介護予防を推進するため「愛川・ささえあいポイント事業」の普及に努めるもの

さらに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域全体で支える体制（『地域包括ケアシステム』）の構築に向けた、在宅医療・介護連携推進事業を進めるもの

〈主な介護予防事業等〉

- ・愛川・ささえあいポイント事業の普及推進（平成29年2月1日現在38名）
※平成29年4月からポイント換金を開始
- ・高齢者サロン支援……………運動指導、ボランティア研修
- ・運動機能向上事業……………運動指導、プールを利用した運動教室
- ・**新**「いきいき100歳体操サポーター」養成講座
- ・認知症予防教室……………『コグニサイズ』の実施
- ・口腔機能向上事業……………**新**『かみかみ100歳体操』の指導

〈地域包括ケアシステムの構築〉

●生活支援体制整備事業

- ・地域における生活支援・介護サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う「生活支援コーディネーター」の育成
- ・生活支援コーディネーターや介護予防サービス提供事業者による連携強化や情報共有体制（「協議体」）の推進

●在宅医療・介護連携推進事業

- ・**新**「厚愛地区医療介護連携会議」に加え、町独自で「（仮称）愛川町在宅医療・介護連携推進協議会」を組織し、在宅医療と介護の一体的な提供に必要な支援策について、検討を行うもの

●認知症施策推進事業

- ・**新**認知症の初期集中支援チームを組織し、認知症の早期診断・早期対応を行うほか、地域支援推進員による相談対応等を行い、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制を推進するもの
- ・認知症相談体制の強化（認知症地域支援員の育成）

●地域ケア会議推進事業

- ・多種職協働によるケアマネジメント、地域ネットワークの構築

(3) ひとり暮らし高齢者把握調査事業

123 千円（高齢介護課）

5年ごとに実施している調査で、満70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯登録をしていない方や介護保険のサービスを利用していない方を対象に一斉調査を行うもの



(4) ひとり暮らし高齢者等見守りサポートモデル事業

875 千円（高齢介護課）

日本郵便（株）の「みまもりタブレットサービス」を活用し、春日台区をモデル地区に、高齢者の安否確認、薬の飲み忘れ防止のほか、遠方の家族や友達との「つながり」を築くことができるなどのトータル見守りサポート事業を試験的に導入するもの
〈対 象〉 春日台区でひとり暮らし高齢者世帯登録をしている方



(5) アクティブシニア支援事業

63 千円（高齢介護課）

ボランティアや趣味・仕事でアクティブに活躍できるシニアを育成するための、各種講座を3地区で開催するもの

〈内 容〉

- ・認知症サポーター養成講座
- ・タブレット教室
- ・スマートフォン教室
- ・AEDの使用を学ぶ普通救命講習
- ・終活とエンディングノートの書き方講座
- ・女性も男性も素敵にビューティーセミナー



(6) 各老人福祉センター等通信カラオケ導入

674 千円（高齢介護課）

各老人福祉センターに通信カラオケを導入し、利用環境の改善を図るとともに、高齢者の余暇活動の活性化を促進し、生きがいづくりや健康の保持・増進につなげるもの

(7) 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業

10,770 千円（高齢介護課）

高齢者の社会参加、健康づくり、生きがいづくりの増進等を目的として、神奈川中央交通（株）が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の購入費の一部を助成するもの

〈対 象〉 70 歳以上

〈助成内容〉 1 年券購入費のうち 6,000 円を助成

(8) シルバー人材センター運営費補助金

7,000 千円（高齢介護課）

健康で働く意欲のある高齢者の就業機会の拡大を促進するため、「愛川町シルバー人材センター」の組織強化と運営充実等の支援を行い、生きがいづくりの増進を図るもの

《4 地域福祉》

(1) 福祉センター設備改修事業

970 千円（福祉支援課）

地域福祉の拠点である福祉センターの各種設備を改修し、利用者の利便性を向上させるもの

〈改修内容〉

- 福祉センター3階トイレ改修工事
 - ・洗浄機能付暖房便座 3基
- 3階老人娯楽室エアコン交換工事 1基

(2) 社会福祉大会

1,367 千円（福祉支援課）

地域における連帯意識の高揚と住民参加による住みよい福祉社会の実現に寄与するため、福祉功労者表彰や福祉作文等の表彰を行うもの

〈開催予定〉 平成 29 年 10 月 28 日（土）

〈会場〉 町文化会館

- 〈内容〉
- ・福祉功労者、自立更生者等の表彰
 - ・福祉作文、福祉ポスター等入選者の表彰
 - ・アトラクション（演芸バラエティーショー等）

(3) 地域自殺対策強化事業

113 千円（福祉支援課）

「心の健康講座」などの自殺対策事業を引き続き実施し、自殺を個人の問題ではなく社会の問題と捉え、地域で気づき、見守りができる体制づくりを推進するもの

〈実施事業〉 支援人材（こころサポーター）の養成、心の健康講座の開催、自殺予防の啓発

《5 健康対策》



(1) 健康ポイント制度の導入

1,400 千円（健康推進課）

町民が楽しみながら健康づくりを実践し、健康意識の向上を図ることを目的とするもので、各種健康診断等の受診、健康・食育に関する講座・教室のほか町主催のイベント等への参加、個人目標への取り組みなどによりポイントを付与し、貯めたポイントにより抽選で特典と交換できるもの

〈対象〉 20 歳以上の町民

〈実施期間〉 平成 29 年 6 月 4 日（健康フェスタあいかわ）～平成 30 年 1 月 31 日

〈参加賞〉 あいちゃんグッズ

- 〈特典〉
- ・50 ポイントコース クオカード 1,000 円相当
 - ・100 ポイントコース 町内飲食店で使用できる食事券等 3,000 円相当



(2) モデル地区健康づくり事業

1,328 千円（健康推進課）

地域住民が地域の力で健康づくり活動ができるよう、健康づくりのモデル地区を拡大し、健康相談の実施や各種健康体操の指導者派遣など、地域の健康づくり活動を支援するもの

- 〈対象地域〉 町内 8 地区（新規 5 地区・継続 3 地区）
 ※毎年モデル地区を選定し、全町へ広げる
- 〈支援内容〉
- ・地域住民に対し、リフレッシュ健康体操、ラジオ体操、いきいき 100 歳体操等の実技指導を行い、継続実施につなげる
 - ・保健師等による健康相談・講座
 - ・体育学士等の運動専門家による講義及び実技指導

(3) 健康ひろば（移動健康プラザ）の開催

104 千円（健康推進課）

中津・半原公民館に保健師や栄養士が出向き、健康相談や栄養指導、血圧、体脂肪、血管年齢の測定に加え、新たに健康食等の試食を実施するもの

〈実施回数〉 1 会場 年 4 回



(4) 口腔がん個別検診事業

3,150 千円（健康推進課）

町内在住の 40 歳以上を対象に実施している口腔がん検診について、検診方法を集団検診から医療機関での個別検診に変更することで、受診者の利便性を図り、口腔がんの早期発見・治療を目指すもの

(5) 「健康フェスタあいかわ」の開催

842 千円（健康推進課）

「健康のまち」宣言に基づき、地域、学校、事業所、町民総ぐるみで健康に対する正しい知識を持ち、健康増進のための自発的な取り組みを推進するため、「健康フェスタあいかわ」を開催するもの

〈開催予定〉 平成 29 年 6 月 4 日（日）

〈会 場〉 健康プラザ・文化会館

〈内 容〉 歯科検診・健康相談、講演会など

(6) 骨粗しょう症予防事業

351 千円（健康推進課）

寝たきりや骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、骨密度の測定と併せて、生活指導や栄養指導を行うもの

〈事業内容〉・成人向け骨粗しょう症セミナー 12 回

・骨密度測定会 24 回（10 ヶ月児、3 歳 6 ヶ月児健診時の保護者向け）

〈会 場〉 健康プラザ

(7) 産後ママのためのリラックス教室の開催

30 千円（健康推進課）

1 歳未満の子どもを育てているママのリフレッシュと健康づくりを目的とした体操教室を実施するもの

〈事業内容〉 ストレッチ、ヨガを中心とした体操教室（年 4 回）

〈対 象 者〉 1 歳未満の乳児を持つ母親

(8) のびのび健康からだ塾の開催

121 千円（健康推進課）

スマートエイジングのまちづくりの一環として、ストレッチや筋力トレーニング、リズム体操を体験できる「のびのび健康からだ塾」を開催し、町民の健康寿命の延伸を図るもの

〈事業内容〉 ストレッチ、リズム体操、筋力トレーニング、エアロビクス等
（各コース5日間、年2回）

〈対象者〉 40歳～69歳

(9) 乳幼児等予防接種事業

69,403 千円（健康推進課）

B型肝炎や水痘、小児用肺炎球菌ワクチンの接種など、対象年齢に応じた各種予防接種を全額公費負担で実施し、感染症の発生及びまん延を防止するもの

(10) 高齢者肺炎球菌予防接種事業

3,933 千円（健康推進課）

高齢者の死亡原因の一つである肺炎の予防対策として、肺炎球菌ワクチンの接種事業を実施するもの

〈対象者〉 ・65歳以上100歳までの5歳刻みの年齢の方
・60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器等に一定の障がい有する方

〈自己負担〉 4,000円（町民税非課税者、生活保護受給者は免除）

(11) 乳幼児健診未受診者訪問事業

210 千円（健康推進課）

乳幼児健診未受診者の訪問指導を実施し、受診率の向上と、発育・発達状況の確認や養育環境の把握に努めるもの

〈訪問対象〉 4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、2歳7ヶ月児、3歳6ヶ月児

(12) 妊婦への助成事業

12,775 千円（健康推進課）

妊婦の健康管理の充実、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、妊婦の健康診査費用の一部を助成するとともに、妊婦が安心して出産が迎えられるよう、出産時のかかりつけ医療機関までのタクシー代の一部を助成するもの

●妊婦健康診査

〈助成内容〉 医療機関における健診14回分（助産所での妊婦健康診査も対象）

●ママ出産サポートタクシー費用助成

〈助成内容〉 上限2,000円（タクシー会社への事前登録が必要）

(13) 特定不妊治療費助成事業

3,000 千円（健康推進課）

少子化対策の一環として、医療保険の対象外で、高額な医療費を要する特定不妊治療費について、治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るもの

〈助成内容〉 特定不妊治療（保険外診療）に要した費用を1回の治療につき10万円を限度に助成

〈助成回数〉 3回～6回

- ※特定不妊治療とは、体外受精および顕微授精による不妊治療をいう
- ※年間の助成回数の制限はなし
- ※助成回数は、初めて助成を受ける（又は過去に受けた）際の妻の年齢による
- ※治療初日の妻の年齢が 43 歳以上の場合は、助成対象外

(14) 不育症治療費助成事業

300 千円（健康推進課）

不育症が原因で、子どもを持つことが困難な夫婦に対し、医療保険の対象外で、高額な不育症治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るもの

〈助成内容〉 不育症治療（保険外診療）に要した費用の 1/2 以内とし、年間の限度額 30 万円まで複数回申請が可能

※ 不育症とは、妊娠はするものの、流産や死産などを繰り返す症状をいう。

(15) がん検診推進事業

48,754 千円（健康推進課）

増加傾向にある生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を図るため、がん検診を実施するとともに、子宮頸がん・乳がん検診については、一定年齢の方に検診費用が無料となるクーポン券を配布し、検診率の向上を図るもの

〈検診内容〉

| | | |
|--------------|--------|---------|
| ○胃・肺・大腸がん | 40 歳以上 | |
| ○乳がん（女性のみ） | 30 歳以上 | |
| ○子宮頸がん（女性のみ） | 20 歳以上 | |
| ○前立腺がん（男性のみ） | 50 歳以上 | |
| ○無料クーポン券の対象 | 乳がん | 40 歳の女性 |
| | 子宮頸がん | 20 歳の女性 |

(16) 特定健康診査受診勧奨事業（国民健康保険特別会計）

54 千円（国保年金課）

国保データベースシステム（KDB）を活用し、特定健康診査の初回受診対象者（40 歳）や未受診者などターゲットを絞った効率的な受診勧奨を行い、特定健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病の予防と、医療費の適正化を推進するもの

(17) 糖尿病重症化予防事業（国民健康保険特別会計）

177 千円（国保年金課）

国保データベースシステム（KDB）を活用して、糖尿病の方を抽出し、糖尿病をテーマにした健康講座を受講後、保健師・管理栄養士による個別指導を実施し、糖尿病の重症化予防と医療費の抑制を図るもの

(18) 後期高齢者人間ドック事業

1,800 千円（国保年金課）

生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため、後期高齢者医療制度の全加入者を対象に、被保険者の選択により、後期高齢者健康診査に替えて人間ドックを受診された場合、受診費用の一部（上限 20,000 円）を助成するもの

◎人づくりのための教育施策の推進

《1 学校教育》

(1) 高等学校等への就学に対する助成

10,560 千円（教育総務課）

高等学校等に就学している生徒の通学や入学等に要する費用の一部を助成するとともに、高校や大学等の就学に際して、町内の金融機関から教育資金の融資を受けた保護者に対し利子の一部を助成し、家庭の経済的負担の軽減を図るもの

●通学に対する助成

- ・バス通学助成金 3ヶ月定期の1ヶ月相当分の15%を12ヶ月分
- ・自転車通学助成金 購入額の1/2（限度額20,000円、在学中1回限り）

●入学準備に対する助成

- ・入学準備金 1人あたり20,000円（入学時1回限り）
※準要保護生徒就学援助制度の該当となる世帯を対象

●教育資金の融資に対する助成

- ・教育資金利子補給 1月1日～12月31日の間に支払った利子額
（上限20,000円、最大4年間）

拡 (2) 放課後学習「あすなろ教室」事業

1,338 千円（教育開発センター）

小学3・4年生の希望者を対象に、放課後の学習指導を実施する放課後学習「あすなろ教室」を設置し、学習習慣の定着と学力向上の一助とするもので、通室児童数の増加を見込み、講師を増員し、学習環境の改善を図るもの

〈実施内容等〉

- ・設置場所 町内全小学校（6校）
- ・対象者 小学3・4年生（各校30名程度）
- ・開催回数 年20回（夏休み期間及び11月～1月の冬季期間を除く）
- ・学習内容 主に国語、算数

新 (3) 小中一貫教育推進モデル校事業

800 千円（指導室）

神奈川県モデル校指定を受け、愛川中学校区において教職員等を対象に研修会を開催するとともに、小中学校教師が相互に乗り入れ授業を行うことにより、義務教育9年間を通して児童生徒の豊かな学びと育ちを育む小中一貫教育を推進するもの

(4) 学校施設改修事業

10,200 千円（教育総務課）

小学校校舎等トイレの洋式化をはじめ、学校施設の改修を行い、学習環境の改善を図るもの

〈内 容〉

- 半原小学校屋外トイレ建替え工事（昭和55年度建築）
- 小学校トイレ洋式化工事
 - ・田代小学校2基、同体育館1基
 - ・中津第二小学校2基、同体育館1基
- 中津小学校昇降口屋上防水工事

(5) 新入学児童生徒教材支給事業

1,236 千円（教育総務課）

新小学 1 年生と新中学 1 年生に対し、学校で使用する教材の一部を現物で支給するもの

- 〈支給品〉
- ・新小学 1 年生 お道具箱、文房具セット
 - ・新中学 1 年生 絵の具セット

**(6) ICT教育推進事業**

1,439 千円（指導室）

大型テレビと携帯端末を併せて中学校に導入し、動画や画像など目で見てわかる楽しくわかりやすい授業を行い、中 1 ギャップへの対応や学力向上への一助とするもの

- 大型テレビ 44 台（中学校 3 校）
- 携帯端末 54 台（6 台×9 校、中学校 3 校・小学校 6 校）

(7) 私立幼稚園への助成事業

65,662 千円（子育て支援課）

幼児教育の無償化を段階的に推進するとともに、私立幼稚園へ各種の助成を行い、幼児教育の向上と保護者負担の軽減を図るもの

〈助成内容〉



●私立幼稚園就園奨励費補助金（国庫補助分）

- ①ひとり親世帯等の第 1 子の補助単価を増額

217,000 円 → 272,000 円

- ②その他の世帯の第 1 子・第 2 子の補助単価を増額

- ・市町村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯の第 1 子

115,200 円 → 139,200 円

- ・市町村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯の第 2 子

211,000 円 → 223,000 円

- ・市町村民税非課税世帯の第 2 子

290,000 円 → 308,000 円

●私立幼稚園就園奨励費補助金（町単独分）

- ・国庫補助単価等に応じ、町単独分として 7,000 円～22,000 円を助成



●私立幼稚園特別支援教育費補助金

- ・障がいのある園児を受け入れた場合の補助単価を増額

（現行）1 人につき月額 13,000 円 → 月額 14,000 円

●私立幼稚園教材費補助金

- ・定額 15,000 円に園児 1 人あたり 2,000 円を加算した額を助成

●私立幼稚園尿検査補助金

- ・尿検査にかかる費用を助成（基準単価×園児数）

(8) 小中学生の学力向上への支援

1,811 千円（教育開発センター）

小学 5 年生及び中学 1・2 年生を対象に、自らの学力や学習の達成度を測るための学力検査を実施し、児童生徒の学力向上及び教員の授業改善に役立てるもの

〈対象〉 全小学校の 5 年生及び全中学校の 1・2 年生

〈科目〉 【小学生】国語・算数及び生活実態調査

【中学生】国語・社会・数学・理科・英語及び生活実態調査

**(9) 中学校吹奏楽用楽器更新事業**

461 千円（教育総務課）

生徒が吹奏楽のクラブ活動等に使用する経年劣化した楽器を更新し、音楽教育の振興を図るもの

〈内 容〉

- 愛川東中学校 テナーサクソフォン、クラリネット、ホルン
- 愛川中学校 フルート、チューバ、バリトンサクソフォン
- 愛川中原中学校 ホルン、チューバ、バリトンサクソフォン

**(10) 学校給食親子方式の検討**

30 千円（教育総務課）

現在デリバリー方式により実施している中学校給食について、「中学校給食庁内研究会」を設置し、小学校の調理室を活用した「親子方式」の導入を検討するもの

**(11) 学校給食地産地消の推進**

（教育総務課）

町内で生産された「愛ちゃん米」を活用し、地産地消を拡大するもの

**(12) 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業（※中学校新入学学用品費の前倒し支給）**

40,752 千円（教育総務課）

要保護・準要保護児童生徒の世帯に対し学用品や給食費等の援助を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育の円滑な運営を推進するもの

なお、就学援助費のうち中学生の「新入学学用品費」について、効果的な援助ができるよう入学前に支給するもの（平成 29 年 3 月から）

**(13) 小中学校インクルーシブサポーター派遣事業**

42,169 千円（指導室）

児童生徒介助員や特別支援教育支援員を統合し、発達障がい等のある児童生徒に柔軟な支援を行うインクルーシブサポーターを派遣し、学校教育のさらなる充実を図るもの

〈内 容〉

- 小中学校インクルーシブサポーター 9 校 34 人、1 日 6 時間、週 5 日派遣

**(14) 小学校スクールカウンセラー等派遣事業**

6,370 千円（教育開発センター）

中学校スクールカウンセラーを引き続き派遣するとともに、小学校の不登校やいじめなど様々な課題に早期に対応できるよう、新たに小学校専任スクールカウンセラーを配置するもの

また、発達に課題のある児童生徒に対する支援を充実させるため、発達相談スクールカウンセラーの配置日数を拡大するもの

さらに、家庭環境等の福祉的な課題への対応を充実させるため、専門的な知識と経験を有するスクールソーシャルワーカーによる相談体制とするもの

〈配置内容〉

- 小学校スクールカウンセラー（臨床心理士）
各小学校へ 2 週間に 1 日程度派遣

- 発達相談スクールカウンセラー（臨床心理士）
教育委員会に週 1 日配置
- スクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士等）
週 1 日程度町内の学校に派遣し、家庭環境改善のために相談業務等を実施



(15) 町研究指定コミュニティ・スクール事業

(指導室)

地域とともにある学校づくりを進めるため、学校運営協議会を設置し、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことにより、自分たちで学校をより良いものにしていくとする意識を高め、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めるもの

《2 生涯学習》

(1) 生涯学習推進プラン後期基本計画の策定

670 千円（生涯学習課）

町の生涯学習施策の指針となる「第 2 次愛川町生涯学習推進プラン」について、現行の「前期基本計画」の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画期間とする「後期基本計画」を策定するもの

〈策定期間〉 平成 28 年度～平成 29 年度

〈事業内容〉 平成 29 年度：推進委員会での審議、後期基本計画の策定

(2) 男女共同参画基本計画後期基本計画の策定

670 千円（生涯学習課）

男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の指針となる「第 2 次愛川町男女共同参画基本計画」について、現行の「前期基本計画」の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間の計画期間とする「後期基本計画」を策定するもの

〈策定期間〉 平成 28 年度～平成 29 年度

〈事業内容〉 平成 29 年度：推進委員会での審議、後期基本計画の策定



(3) 坂本児童館建設事業

97,570 千円（生涯学習課）

昭和 48 年度に建設し、老朽化した坂本児童館の建て替えを行うもので、旧坂本プール跡地に建設するもの

〈施設概要〉 鉄骨造平屋建、敷地面積 878.18 m²、延床面積 200 m²

(4) 公民館施設改修事業

10,873 千円（生涯学習課）

利用者が安全かつ快適に使用できるよう、公民館施設の改修工事等を実施し、施設の良い維持管理に努めるもの

〈内 容〉

- 文化会館
 - ・エレベーター改修工事
 - ・トイレの洋式化（洗浄機能付暖房便座） 4 基
- 中津公民館
 - ・洗浄機能付暖房便座 2 基

**(5) NHKラジオ歌番組公開収録**

(生涯学習課)

文化会館事業協会の自主事業として、NHKラジオ番組「ふるさと自慢うた自慢」の公開収録が行われるもの

〈開催予定〉 平成 30 年 1 月 26 日 (金)

〈会 場〉 町文化会館ホール

《 3 スポーツ・文化振興》**(1) 第 1 号公園体育館バスケットゴール更新**

8,795 千円 (スポーツ・文化振興課)

多くの方が利用する第 1 号公園体育館に設置している移動型電動式バスケットゴールを更新し、安全で適切な設備の維持管理に努めるもの

なお、「スポーツ振興くじ助成事業 t o t o」の助成金を活用するもの

**(2) 愛川町文化財調査報告書第 23 集の発行**

1,250 千円 (スポーツ・文化振興課)

町民にふるさと愛川の^{いにしえ}古の光景を知ってもらおうとともに、貴重な文化財を後世に語り継いでいくため、町文化財調査報告書第 23 集を発行するもの

〈発行部数〉 1,000 部

(3) 古民家山十邸の改修

1,570 千円 (スポーツ・文化振興課)

国登録有形文化財である「古民家山十邸」について、郷土の文化財として永く後世に伝えるため、また、利用者が安全で快適に使用できるよう施設の良好な維持管理に努めるもの

〈内 容〉・照明 LED 化工事

・縁側土台部分修繕工事

・案内看板修繕工事

**(4) 山十邸プラスアクト事業「クラシック演奏会」の開催**

124 千円 (スポーツ・文化振興課)

国登録有形文化財である「古民家山十邸」を、若き音楽家たちによるクラシック演奏会の場として提供し、若者の文化、芸術活動を支援するとともに、古民家山十邸の新たな魅力を創造・発信するもの

〈開催予定〉 平成 29 年 5 月 27 日 (土)

〈会 場〉 古民家山十邸

(5) 各種スポーツ教室等の開催

1,565 千円（スポーツ・文化振興課）

町民の健康づくりや体力づくりのため、スポーツ・レクリエーション・フェスティバルや各種スポーツ教室等を開催するもの

〈事業内容〉 水泳教室、剣道教室・大会、スポーツライミング教室、バドミントン教室、サーフィン教室、スポーツ・レクリエーション・フェスティバル

(6) 若者たちの音楽祭の開催

860 千円（スポーツ・文化振興課）

新たな若者文化の創造と定着に努めるため、軽音楽活動に励む若者に発表の場を提供し、実行委員会方式による「若者たちの音楽祭3」を開催するもの

〈開催予定〉 平成 29 年 12 月 17 日（日）

〈会 場〉 町文化会館ホール

◎活力のあるまちづくりの推進

《 1 農林業》

(1) 有害鳥獣対策事業

11,299 千円（農政課）

サルやシカ・イノシシなど野生動物による農作物被害等が深刻化しているため、引き続きサル移動監視員による追払いや個人が設置する獣害防除柵への助成を行うほか、「有害鳥獣対策実施隊」の体制を充実するなど、農作物等の被害防止対策を強化するもの

〈主な事業内容〉

●有害鳥獣対策実施隊関連

- ・若手実施隊隊員を 1 名増員し、体制を強化
- ・狩猟犬活動に対する支援

●有害鳥獣対策協議会への支援

- ・有害鳥獣による被害の多い地域の代表者を中心に組織する協議会へ運営費を助成
※協議会では、集落環境調査や鳥獣との棲み分けのための環境整備を行うほか、有害鳥獣の捕獲方法の検証など総合的な対策を検討

●農作物獣害防除柵等設置費補助金

- 〈助成内容〉
- ・単独設置（耕作面積 2a 以上）
防除柵設置費用の 2/3（上限 100,000 円）
 - ・集団設置（設置面積 5a 以上）
防除柵設置費用の 3/4（上限 200,000 円）

●サル移動監視員の派遣

- 〈事業内容〉 各サル群（鳶尾群、川弟群、川弟分裂群、ダムサイト群、半原群）のサルに装着している電波発信機を利用し、監視員によるサルの移動監視と追払いを行う。

●有害鳥獣対策用品購入

新・貸出用ロケット花火発射台の購入

(2) 農業振興への取り組み

11,158 千円（農政課・農業委員会事務局）

農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農地の遊休化、荒廃化に対応するため、各種農業振興事業に助成等を行うもの

また、企業等の参入による農業経営の実現に向けた調査研究を進めるもの

●近代化施設整備事業補助金

〈交付先等〉 県央愛川農協 コンバイン 1台

●遊休荒廃農地対策費補助金

〈対象〉 遊休荒廃農地を再活用する農業者

〈補助額〉 遊休荒廃農地の復元のための草刈り及び耕うんに要する費用

1,000 m²あたり 33,000 円、伐根等が必要な荒廃農地は

1,000 m²あたり 67,000 円上乗せ（限度額 200,000 円）

●有機農業推進講演会の開催（年 1 回）

●遊休荒廃農地調査事業

〈事業内容〉 農地の利用状況を調査・データ化し、遊休荒廃農地の有効利用促進と生産性の向上を図るもの

●新規就農者奨励金

〈事業内容〉 新規就農時の経済的な負担の軽減と、安定した農業経営基盤の確立を図るため、新規就農者に対し奨励金を交付するもの

〈対象〉 町内に在住して農地を借り、就農してから 5 年以内の方

〈奨励金〉 3 年以上の利用権等が設定された農地 1,000 m²あたり 20,000 円

（限度額 60,000 円）

●環境保全型農業直接支援対策事業費補助金

〈事業内容〉 環境に配慮した営農活動の普及推進を図るため、化学肥料や農薬を使用しない有機農業の推進など、環境保全型農業に取り組む農業者団体に対し支援を行うもの

〈対象〉 有機農業を営む農業者団体

〈補助額〉 耕作地 1a につき 800 円（農業振興地域）

●青年就農給付金

〈事業内容〉 新規就農時における収入の不安定な状況を補完するため、就農から 5 年間支援をするもの

〈対象〉 「人・農地プラン」に位置づけられた青年就農者

〈給付額〉 個人 年額 150 万円以内、夫婦 年額 225 万円以内

●新規就農者支援家賃補助金

〈事業内容〉 新規就農者の経済的な負担の軽減及び安定した農業経営基盤の確立を図るため、家賃の一部を助成するもの

〈対象〉 町内に居住する新規就農者世帯

〈補助額〉 家賃月額¹の 1/2（限度額：30,000 円/月、期間：5 年）



●多面的機能支払事業費補助金

〈事業内容〉 農業、農村は、洪水や土砂崩れの防止、自然環境保全等の多面的機能を有しており、これらを維持発揮するための地域の共同保管理活動（農地法面草刈、水路浚渫等）に対して補助するもの

〈対象〉 水利組合や土地改良区で組織する農業者団体等

〈補助額〉 農業振興地域において耕作している農地

・田 1 アールあたり 300 円

・畑 1 アールあたり 200 円

〈実施区域〉 坂本、若宮、大塚下

●農業への企業参入調査経費

〈事業内容〉 先端技術を活用し、天候に左右されずに、年間を通じ安定した生産が可能な農業経営の実現に向けた調査研究を行うもの

(3) 農業基盤整備事業

17,225 千円（農政課）

用排水路の整備を進め、農業用水の確保と農地の保全に努めるもの

〈主な工事内容等〉

| 工事箇所等 | 種別 | 形状 | |
|-------------------------------------|-----|-----|-----------------|
| | | 延長 | 幅員等 |
| 箕輪水路改修工事 | 改修 | 99m | 用水路 ㄣ 0.8m |
| 北下谷地区用水路防災対策事業 (県事業への負担金 1.5/10) | 水路工 | 75m | 0.6m×0.5m |
| 小沢頭首工改修工事負担金 (県事業への負担金 1/100) | 改修 | — | 魚道ゲート、洪水吐ゲート改修等 |

(4) 地域水源林整備事業（水源環境保全・再生事業）

41,268 千円（農政課・管財契約課）

神奈川県の水源地環境保全再生市町村補助金を活用し、地域水源林エリア内の私有林及び水源の森林エリア内の町有林の整備箇所について調査、間伐等を実施するもの

- 〈調査・施業地域〉
- ・角田及び三増地区の山林等（私有林）
施業箇所調査、間伐、枝打等 22.92ha
 - ・半原南山地区の山林等（町有林）
施業箇所調査、間伐、枝打等 5.5ha

《2 商工業・観光》



(1) 宮ヶ瀬ダムナイト放流事業

800 千円（商工観光課）

宮ヶ瀬ダムナイト放流を実施し、町の新たな観光資源とするもの

〈開催予定〉 平成 29 年 10 月 28 日（土）



(2) ハイキングコースの新設

347 千円（商工観光課）

町の魅力のひとつである歴史遺産や豊富な自然を満喫できるよう、新たにハイキングコースを 2 コース設定し、案内板の設置とパンフレットの作製・配布を行うことにより、町の観光振興に資するもの

- 新日本歩く道紀行 100 選「中津川の清流と田園の道」コース
(半僧坊前バス停～平山橋～戸倉～角田大橋～幣山～八菅橋～若宮～坂本バス停)
- (仮称)「三増合戦史跡めぐり」コース
(上三増バス停～浅利明神～旗立松～首塚～三増合戦碑～三増バス停)

(3) 愛川ブランド推進事業

599 千円（企画政策課・商工観光課）

愛川ブランド認定事業者との連携をさらに深め、地域ブランドとしての活力強化や販売促進に努めるとともに、SNS等を活用した魅力の発信を行うもの

〈事業内容〉

- 愛川ブランド PR のためのアドバイザーの活用
- 愛川ブランド PR 支援補助制度（広告宣伝経費等の一部助成）
- パンフレット及び PR カードの作成
- あいかわ公園パークセンター内における愛川ブランドの販売
- 公式 Facebook ページ「愛川ブランド劇場」による情報発信

(4) 友好都市交流事業の促進

1,047 千円（総務課）

友好都市である長野県立科町で開催される「えんでこ祭」へ町観光親善大使であるよさこいダンスチーム「ファニー」を派遣し、町の PR を促進するほか、引き続き、友好都市立科町交流バスツアーや宿泊施設利用助成を行うことで、町民相互の交流を図るもの

- 立科町えんでこ祭参加
 - 〈事業内容〉 町観光親善大使よさこいダンスチーム「ファニー」を派遣
 - 〈実施予定〉 平成 29 年 8 月 5 日（土）
- 友好都市立科町交流バスツアー
 - 〈実施予定〉 10 月下旬
 - 〈募集予定人数〉 90 人
 - 〈参加費〉 大人 4,000 円、小人 3,000 円
- 宿泊施設利用助成
 - 〈助成内容〉 1 人 1 泊 1,500 円

(5) ツーリズム推進事業

1,962 千円（商工観光課）

各種イベントや媒体で、観光キャラクター「あいちゃん」により町を PR するとともに、町の産業や自然などの観光スポットを体験できるツアーを企画し、観光振興を推進するもの

(6) 観光トイレ更新事業

1,877 千円（商工観光課）

半原塩川添と坂本青少年広場の移動式観光トイレを簡易式水洗トイレに更新し、利便性の向上を図るとともに、町観光キャラクター「あいちゃん」のラッピングを施すことにより、町の PR に努めるもの

(7) 起業支援・店舗再活性化事業補助金の見直し

450 千円（商工観光課）

空き店舗を起業の拠点とした場合の内装・改築経費への補助を増額するとともに、対象業種を一部変更することにより、利用しやすい制度へ見直しを行い、起業支援に努めるもの

〈補助内容〉

- 起業した場合
 - ・個人（一般起業）・・・5 分の 1 以内、10 万円限度

- 新**・個人（テレワーク起業）・・・5分の1以内、15万円限度を追加
- ※NPO（コミュニティビジネス起業）・・・5分の1以内、15万円限度を廃止
- 起業に際し、空き店舗を起業の拠点とした場合
- 拡**・内装改造・改築にかかる経費の3分の1、10万円限度を20万円限度に拡大

(8) 中小企業事業資金の貸付

50,000 千円（商工観光課）

町内の中小企業に対する事業資金の貸付について、貸付利率を引き下げ、融資制度の充実と利便性の向上に努めるもの

〈限度額〉 2,500 万円

拡〈利率〉 ①融資期間 5 年以内 現行 2.0%以内を 1.9%以内
②融資期間 5 年超 現行 2.1%以内を 2.0%以内

〈償還期間〉 84 月以内

(9) 商工振興利子補給金

6,388 千円（商工観光課）

町内商工業者が国、県及び町の制度資金融資を受けた場合に支払う利子の一部を補助し、事業者負担の軽減に努めるもので、補助対象となる制度融資を拡大するもの

〈対象資金〉 町中小企業事業資金、県小規模事業資金、県小口零細企業保証資金、県経営安定資金の一部、日本政策金融公庫の事業資金、

拡 県創業支援融資を追加

〈補給率〉 1 年間に支払った利子の 50%

〈補給額〉 10 万円限度

〈補給期間〉 3 年間

(10) 信用保証料補助金

510 千円（商工観光課）

町内商工業者が県及び町の制度融資を受ける場合において、信用保証付きとなったときに支払う信用保証料の一部を補助するもので、創業者支援の充実を図るため、補助対象となる制度融資を拡充するもの

〈補助対象〉

町中小企業事業資金、県小規模事業資金、県小口零細企業保証資金、県経営安定資金の一部、**拡** 県創業支援融資を追加

〈補助内容〉

町の融資利用者（30,000 円限度）

県の融資利用者（15,000 円限度、**拡** 県創業支援融資の場合は 30,000 円限度を追加）

(11) 創業者支援セミナーの開催

72 千円（商工観光課）

新規創業を予定している方や興味のある方を対象とした「創業者支援セミナー」を、NPO あつぎみらい 21 や日本政策金融公庫、愛甲商工会等との連携により開催するもの

(12) 後継者支援セミナーの開催**(商工観光課)**

事業の後継者を探している経営者や、事業を引き継ぐことに関心のある方を対象とした「後継者支援セミナー」を、(公財)神奈川産業振興センターや日本政策金融公庫、愛甲商工会等との連携により開催するもの

(13) 商工業総合専門相談事業補助金**150 千円 (商工観光課)**

町内中小企業・小規模事業者からの相談内容に対応する専門家(中小企業診断士、税理士、弁護士等)を選択し、経営指導員とともに会社訪問して、経営課題の解決に向けたアドバイスを行い、事業拡大や新分野への進出等、業績向上を目指す事業者を支援するもの

〈交付先〉 愛甲商工会

〈訪問日数〉 10 日間

(14) 愛川にぎわいマルシェ開催経費補助金**250 千円 (商工観光課)**

愛甲商工会や町商工団体が、町内の魅力ある商品を広く PR し、新規顧客の獲得や販路拡大等を図るための事業を支援するもの

〈交付先〉 愛甲商工会

〈事業内容〉 魅力ある商品を PR するための「愛川にぎわいマルシェ」の開催

〈実施日・時間〉 4 月から 12 月までの毎月第 1 日曜日(9 回開催)

(午前 6 時 30 分から午前 8 時 30 分まで)

〈実施場所〉 健康プラザ前広場

(15) 企業誘致の促進**2,600 千円 (商工観光課)**

産業振興と雇用機会の拡大を図るため、「愛川町企業誘致等に関する条例」に定める優遇措置を基本として、優良企業の町内立地を推進するもの

【適用業種】**●投下資本額要件**

- ・製造業、自然科学研究所

大企業 3 億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 2 千万円以上

- ・情報通信業

大企業 1 億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 2 千万円以上

- ・償却資産のみの増資

大企業 3 億円以上、中小企業 5 千万円以上、小規模企業 2 千万円以上

【優遇措置】**●固定資産・都市計画税の不均一課税**

- ・工業系地域及びハイテク団地立地企業は、通常課税の 50%を減額

- ・戦略産業(ロボット・医療関連)の製造業は、通常課税の 100%を減額(全額免除)

- ・適用期間: 5 年間

●雇用奨励金

- 〈対象〉 ・事業所立地に当たり町民を雇用した企業

大企業「6 人目から」、中小企業「1 人目から」

- 〈交付額〉 ・年額 1 人 200,000 円（1 企業 1 回 5 人を限度）
 ・障がい者を雇用した場合、100,000 円を加算

●環境配慮設備設置奨励金

- 〈対 象〉 ・事業所立地に当たり太陽光発電設備（発電能力 10kw 以上）を設置した企業

- ・屋上緑化（3 m²以上）を施工した企業

- 〈交付額〉 ・太陽光発電設備：500,000 円

- ・屋上緑化：「屋上緑化した面積 1 m²当たり 20,000 円を乗じた額」又は「屋上緑化に要した費用の 1/2 の額」のいずれか低い額（限度額 500,000 円）

●企業の立地に伴う就業者転入奨励金

- 〈対 象〉 企業の立地に伴い、立地企業の就業者が本町へ定住意思をもって3年以内に転入し、自ら居住用に供する住宅を取得（新築又は購入）した場合

- 〈交付額〉 500,000 円（転入者本人へ交付）

◎安全・安心まちづくりの推進

《 1 防犯対策》

(1) 安全・安心まちづくり対策事業の実施

21,767 千円（住民課）

住民の誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「安全・安心まちづくり対策事業」の充実を図るもの

〈主な事業内容〉

- 防犯カメラの設置（5 基）

- 町内全域に設置した LED 防犯灯の維持管理

- 安全・安心まちづくりパトロールの実施

青色回転灯を装着した防犯パトロール車により、町の主要施設周辺や通学路などを巡回パトロールすることで、犯罪の未然防止や抑止効果を高めるもの

- 防犯活動の支援・啓発事業

- ・防犯推進団体への助成

- ・新入学児童への防犯ブザー配付

- ・不審者情報メールの配信

- 新** ●子ども安全見守り活動への支援

通学路における見守り活動を自主的に行っている団体等へ安全ベストを貸与し活動を支援するとともに、学校や教育委員会、町が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保するもの

《2 交通安全対策》

(1) 交通安全対策事業の実施

6,117 千円（住民課）

交通安全施設を整備し、歩行者及び車両の安全確保に努めるとともに、新入学児童へ、町の観光キャラクター「あいちゃん」を活用した、交通安全用の啓発物品を配布し、交通安全意識の高揚を図るもの

また、小学校周辺通学路のカラー舗装や道路区画線を整備し、歩行者及び車両の安全確保を図るもの

〈主な事業内容〉

●交通安全施設整備・維持管理

- ・道路反射鏡設置工事（5 基）
- ・道路区画線等設置工事（L=1,979m、町内 18 か所）
- ・自発光式交差点鋳工事（4 か所）
- ・小学校周辺通学路カラー舗装工事（A=78 m²）
※半原・菅原小学校周辺

●交通安全啓発事業

- ・立て看板の設置、新入学児童用ランドセルカバー・新入園児用交通安全ハンカチ等の配布
- ・大人向け自転車交通安全教室、交通安全推進大会の開催、交通安全研修会の実施

●乳幼児用チャイルドシート装着推進事業

- ・満 1 歳までの乳児を養育している方への購入費助成（限度額 1 台 4,000 円）



●自転車用ヘルメット購入費助成事業

- ・13 歳未満の幼児・児童を対象に購入費助成（限度額 1 人 1,000 円）



(2) 高齢者運転免許自主返納支援事業

205 千円（高齢介護課）

高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、自動車等の運転に不安を持つ高齢者の自主的な運転免許証の返納を促すもの

〈対 象〉75 歳以上の運転免許証返納者

〈特 典〉かなちゃん手形 1 年券、町内循環バス回数券（50 枚）をセットで交付

《3 防災対策》



(1) 熊坂児童館耐震補強工事実施設計

4,500 千円（生涯学習課）

平成 26 年度に実施した耐震診断結果に基づき、耐震補強工事に向けた実施設計を行うもの

〈施設概要〉昭和 53 年度建設、鉄骨造平屋建、延床面積 190.90 m²

(2) 町営住宅耐震診断・火災警報器更新

6,585 千円（都市施設課）

昭和 54 年度に建築した諏訪住宅 2 棟の耐震診断を行うとともに、諏訪住宅全棟に設置している火災警報器を更新し、安全で適切な施設の維持管理に努めるもの

(3) 橋りょう長寿命化補修事業

55,599 千円（道路課）

橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、点検、補修設計、補修工事を行い、橋りょうの長期保全を図るもの

| 工事箇所等 | 工種等 | 形 状 | |
|---------------------|-----------------|----------|------|
| | | 延長 | 幅員等 |
| 道路橋 37 橋 | 点検業務委託 | 橋長 2m 以上 | |
| 角田 111 号橋・角田 122 号橋 | 補修設計 業務委託 | — | — |
| 三増 501 号橋 | ひび割れ補修 断面修復等 | 9.0m | 6.0m |
| 半原 802 号橋 | 断面修復 高欄補修等 | 9.6m | 3.6m |

(4) 災害予防対策事業

29,092 千円（道路課）

集中豪雨や地震等により、災害発生のおそれのある危険箇所を早期に整備し、災害の未然防止と住民不安の解消に努めるもの

| 工事箇所等 | 工種 | 形 状 | |
|------------------------------|-----|----------------------|----------|
| | | 延長 | 幅員等 |
| 中津 3217 号線災害予防工事 | 法面工 | 44.2m | SL=18.5m |
| 急傾斜地崩壊対策県営事業負担金 (中津大塚下地区) | 法枠工 | A=900 m ² | — |

(5) 雨水対策事業の推進

14,700 千円（下水道課）

近年の集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、雨水対策事業を推進するもの

| 工事箇所等 | 工種等 | 内容・形状 | |
|---------------|------------|-------|--------|
| | | 延長 | 内容・管径等 |
| 二井坂排水区雨水整備 | 排水整備 舗装 | 10m | φ300 |
| 桜台排水区基本設計業務委託 | 設計 | — | 99ha |

(6) 災害ボランティア交通費等助成制度

200 千円（危機管理室）

災害ボランティアとして活動する団体等に対し、町社会福祉協議会と共同して、被災地までの交通費やボランティア活動保険料を助成し、災害ボランティア活動の推進を図るもの

〈助成内容〉 貸切バス利用・マイカー利用に係る経費及びボランティア保険料を助成

- 〈助成限度額〉・貸切バス利用 200,000 円
- ・マイカー利用 1 台 20,000 円

(7) 防災行政無線デジタル化整備事業（実施設計） 6,372 千円（危機管理室）

災害時における住民に対する情報伝達体制に万全を期すため、防災行政無線のデジタル化移行に向けた更新・整備を計画的に行うもの

〈整備計画〉

- ・H28 年度 基本設計・・・電波伝搬調査、設置箇所の検討等
- ・H29 年度 実施設計・・・基本設計に基づく実施設計
- ・H30～H33 年度 整備工事・・・親局、子局等を計画的に更新・整備

(8) 大規模災害に対する備え（防災対策事業） 4,692 千円（危機管理室）

町地域防災計画に基づく防災備蓄食糧や、広域避難場所等に必要な物品・設備等の計画的な整備のほか、地域の自主防災能力向上の取り組みなどにより、大規模災害に対する備えに万全を期すもの

また、地滑り及び急傾斜地の崩壊の警戒区域指定と神奈川県洪水浸水想定区域等の見直しに伴い、土砂災害ハザードマップと洪水ハザードマップの改訂を行うもの

〈主な事業内容〉

- 新** 土砂災害・洪水ハザードマップの改訂
 - ・土砂災害ハザードマップ（A2 版、両面カラー印刷、6,400 部）
 - ・洪水ハザードマップ（A2 版、両面カラー印刷、900 部）
- 防災資機材、備蓄食糧・物品の計画的な整備
 - 新** 簡易トイレ（10 セット）、●**新** 炊き出し袋（5,000 枚）、
 - 新** LP ガス発電機（2 台）、大型炊き出し器（2 台）
- 情報伝達手段の確保
 - ・防災行政無線音声自動応答サービスの運用
- 地域の自主防災能力向上の取り組み
 - ・住民との協働による「地域密着型災害ボランティア養成講座」等の開催
 - ・「防災教室」の開催
 - ・避難所運営委員会の運営支援及び避難所従事職員の配置
 - ・総合防災訓練の実施
 - ・自主防災組織への助成（6 行政区、テント、救急用品、ヘルメット、リヤカー等）

新 (9) 災害時における物資輸送等の協力に関する協定の締結（危機管理室）

ヤマト運輸(株)厚木主管支店と災害時における協定を締結し、圏央道相模原愛川インターチェンジから近く好立地にある物流拠点「厚木ゲートウェイベース」や厚木主管支店の施設における支援物資の保管をはじめ、仕分けや町内避難所等への輸送などについて、協力体制を構築するもの

《 4 消防・救急活動》



(1) 高規格救急車の更新

38,000 千円(消防課)

高規格救急車両を更新し、救急体制の充実、強化を図るもの
〈配備車両等〉 高規格救急車 1 台
除細動器・人工呼吸器等の資器材
〈配備箇所〉 消防署本署

(2) 救急高度化対策事業

3,660 千円(消防課)

救急救命士の新規養成や再教育、気管挿管病院実習等へ職員を派遣し、救急処置技術の向上を図り、救命率の向上に努めるもの
〈派遣内容〉 救急救命士の養成 1 人、救急救命士の再教育 6 人
就業前病院研修 1 人、気管挿管病院実習 2 人、
ビデオ喉頭鏡病院実習 4 人



(3) 消防団器具舎建替え事業

5,513 千円(消防課)

平成 26 年度に実施した耐震診断結果に基づき、第 3 分団第 2 部の器具舎建替工事に
向けた実施設計を行うもの
〈施設概要〉 昭和 53 年度建築、鉄骨造、延べ床面積 68.04 m²



(4) 消防団車両の更新

24,258 千円(消防課)

配備から 20 年が経過した消防団車両を更新し、災害時の初動体制の確保と、地域防
災活動の充実、強化を図るもの
〈更新車両〉 小型動力ポンプ付積載車 2 台
〈配備箇所〉 ・第 2 分団第 1 部(三増地区)
・第 3 分団第 2 部(熊坂、下谷・八菅山地区)



(5) 愛川高校ファイヤーガードクラブの設置

65 千円(消防課)

初期消火活動や救急救命処置を担う「愛川高校ファイヤーガードクラブ」を設置し、
地域防災への意識高揚と人材育成を図るもの
〈クラブ員〉 県立愛川高校在校生 ※既存の「防火・防災委員会」が母体
〈活動内容〉 消火器、屋内消火栓、AED の取扱訓練や体験学習を行うことにより、
就学時間に学校敷地内で火災が発生した場合の初期消火活動や急病人
等が発生した場合の応急処置体制を整備するもの
〈貸与品〉 帽子(20 個)



(6) 消防団福利厚生事業

289 千円(消防課)

消防団員確保対策の一環として、健康診断や福利厚生施設利用の充実を図るもの
〈福利厚生事業〉
● 健康診断費用の全額負担

- ・受診機会を拡大するため、新たに補完検診を実施
- 「湯河原温泉ちとせ」の宿泊助成（1人1泊につき5,000円）
- ・利用を促進するため、家族の同居要件を廃止

◎環境に配慮したまちづくりの推進

(1) 空き家対策推進事業

6,465千円（環境課・都市施設課）

空き家の有効利用や人口減少対策として定住促進を図るため、空き家バンク制度を推進し、空き家バンクに登録した空き家の改修、取得及び解体に係る費用を助成するとともに、行政区や不動産業者との情報共有と連携を図りながら、各地区の実情に即した空き家対策について検討を行うため、「愛川町空き家対策地区連絡会」を引き続き開催するもの

また、空き家の管理状況等を把握し、町関係各課との情報共有を図りながら効果的に活用できるよう新たに空き家データベースを作成するもの

●空き家バンク制度の推進

〈助成内容〉

- ・空き家改修費用の1/2（限度額20万円）
- ・空き家取得費用の1/2（限度額30万円）
- ・空き家解体費用の1/2（限度額30万円）
- ・空き家耐震診断費用の1/2（限度額4万円）
- ・空き家耐震改修費用の1/2（限度額50万円）

※耐震診断・改修費用の助成は、昭和56年以前に建築された木造住宅が対象

新 ●空き家データベースの作成

〈事業内容〉

- ・GIS（Geographic Information System：地理情報システム）を活用し、空き家情報を電子地図に蓄積することで、有効利用を図るもの



(2) 生ごみ処理器「愛川キエーロ」の普及促進

1,395千円（環境課）

愛川ブランドに認定された愛川産木材を用いた生ごみ処理器「愛川キエーロ」を普及促進するため、購入費の一部助成に係る販売方法を改善し、購入者の利便向上を図るとともに、子ども達への環境教育の一環として、新たに公共施設へ設置し、さらなるごみの減量化を推進するもの

●生ごみ処理器「愛川キエーロ」購入費助成

〈助成内容〉

- ・直置きタイプ 購入費18,000円の2/3
（助成額12,000円、自己負担6,000円）
- ・ベランダタイプ 購入費21,000円の2/3
（助成額14,000円、自己負担7,000円）

新 ●生ごみ処理器「愛川キエーロ」の公共施設への設置

〈設置箇所〉 15箇所（保育園6園、小学校6校、半原・中津公民館、役場本庁舎）



(3) 町災害廃棄物処理計画の策定

176 千円（環境課）

大規模災害時に大量に発生することが予想される災害廃棄物の処理について、基本的な考え方を整理し、迅速な復旧活動の一助となるよう、災害廃棄物処理計画を策定するもの

(4) 住宅用太陽光発電設備設置への助成

1,986 千円（環境課）

太陽光発電設備の個人住宅への普及促進のため、設置費用の一部を助成するもの

〈助成内容〉 住宅用太陽光発電設備設置費用の一部を助成

〈補助限度額〉 1 基当たり 52,000 円

〈補助基数〉 41 基

(5) 「ごみ処理広域化」の推進と「ごみ減量化・資源化」への取組み

369,246 千円（環境課）

本町の可燃ごみを「厚木市環境センター」で広域処理するとともに、紙類や剪定枝、プラスチック製容器包装等の資源化を促進するほか、「食品ロス」の削減に向けた取り組みを進め、ごみの減量化・資源化を推進するもの

また、不燃ごみや粗大ごみなどの処理を実施している美化プラントについて、施設の維持補修など適正な管理に努めるもの

●ごみ処理広域化の推進

- ・厚木市環境センターでの可燃ごみ処理
- ・厚木愛甲環境施設組合の事業運営費、施設建設費への負担

●ごみ減量化・資源化への取組み内容

- ・紙類ステーション回収
- ・「愛川キエーロ」などの生ごみ処理器購入への助成【再掲・拡大】
- ・生ごみ堆肥化講習会の開催
- ・子ども会等集団資源回収事業への奨励金の交付など

◎生活利便向上のための施策の推進

《1 生活交通の確保》

(1) バス停留所上屋設置事業補助金

1,000 千円(住民課)

路線バス事業者が行うバス停留所の上屋設置事業に対して補助金を交付し、バス利用者の利便性の向上を図るもの

〈設置箇所〉 愛川高校入口(町道一ツ井・箕輪線 厚木・海老名方面)

〈補助率〉 設置事業費の1/2以内

(2) 町内循環バス運行事業

32,764 千円(住民課)

交通不便地域の解消及び路線バスへの乗り継ぎ利便性の向上を目的に、町内循環バスを運行するもの

〈運行概要〉

・運行ルート 愛川・高峰ルート、中津東部・小沢ルート、中津西南部ルート

・運行日時 土・日・祝日・年末年始を除く毎日、午前7時台から午後5時台まで

・運行回数 愛川・高峰ルート6便、中津方面各5便

・乗車料金 100円/回(6歳未満の小児は無料)

(3) 小田急多摩線延伸促進に向けた取組み

122 千円(企画政策課)

相模原市、厚木市、愛川町、清川村の4市町村で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、引き続き小田急多摩線の上溝駅以西への延伸促進に向けた情報交換や調査研究を行うもの

また、地域住民や企業、商工団体が主体となり、平成25年度に設立された「愛川小田急多摩線延伸促進協議会」への支援を行い、住民・企業・行政が一体となった誘致活動を展開するもの

《2 道路網の整備》

(1) 平山下平線整備事業

11,632 千円(道路課)

幣山下平線の延伸路線となる角田大橋から県道54号までの一部で用地測量を行うとともに、関係機関等との協議・調整を実施するもの

(2) 町内全域道路・橋りょう等整備事業

523,461 千円(道路課)

町内未改良路線の拡幅改良・舗装工事等を実施し、交通の円滑化及び歩行者の安全確保とバリアフリーの推進を図り、生活環境の向上に努めるもの

また、災害発生のおそれのある箇所の整備や、橋りょうの長寿命化を図るための補修工事を実施し、災害の未然防止と橋りょうの長期保全を図るもの

〈整備工事 29 路線他（主な整備工事は以下のとおり）〉

単位：m

| No. | 工 事 名 | 延長等 | 幅員等 |
|-----|------------------------------|-------|----------|
| 1 | 半原 238 号線舗装工事 | 284.8 | 6.0~6.8 |
| 2 | 半原 7122 号線改良工事 | 78 | 4.7 |
| 3 | 半原 7129 号線改良工事 | 80.8 | 4.7 |
| 4 | 半原 8509 号線改良工事 | 49.6 | 4.0 |
| 5 | 中津 109 号線舗装工事 | 170.5 | 12.0 |
| 6 | 中津 112 号線舗装工事 | 320 | 9.0~10.0 |
| 7 | 中津 113 号線舗装工事 | 55.4 | 5.8~11.5 |
| 8 | 中津 114 号線舗装工事 | 230 | 10.0 |
| 9 | 中津 229 号線舗装工事 | 381 | 4.2 |
| 10 | 中津 230 号線舗装工事 | 1,239 | 5.4~10.3 |
| 11 | 【再掲】中津 3217 号線災害予防工事 | | |
| 12 | 【再掲】急傾斜地崩壊対策県営事業負担金（中津大塚下地区） | | |
| 13 | 【再掲】橋りょう長寿命化補修工事（2 橋） | | |

《3 下水道の整備》

(1) 下水道事業地方公営企業法適用化事業

14,742 千円（下水道課）

下水道事業会計に、民間企業の会計と同様の基準を適用し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るもの

〈事業費・移行スケジュール〉

- ・平成 29 年度 14,742 千円（固定資産の調査及び評価等）
- ・平成 30 年度 17,199 千円（固定資産の調査及び評価等）
- ・平成 31 年度 14,742 千円（最終取りまとめ）

(2) 人孔蓋長寿命化計画の策定

14,850 千円（下水道課）

老朽化した人孔蓋の改築（更新）を行うため、人孔蓋長寿命化計画の策定に必要な人孔蓋の調査を行うもの

〈内 容〉・調査箇所 2,600 箇所

(3) 【再掲】雨水対策事業の推進

14,700 千円（下水道課）

近年の集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、雨水対策事業を推進するもの

| 工事箇所等 | 工種等 | 内容・形状 | |
|---------------|------------|-------|--------|
| | | 延長 | 内容・管径等 |
| 二井坂排水区雨水整備 | 排水整備 舗装 | 10m | φ 300 |
| 桜台排水区基本設計業務委託 | 設計 | — | 99ha |

《4 水道施設の整備》

(1) 水道施設改良・防災対策事業

231,957 千円（水道事業所）

水道施設改良事業として、戸倉浄水場の次亜塩素酸注入設備の更新などを行うとともに、三栗山配水池の耐震補強工事実施設計や耐震性能の向上した配水管への布設替工事、加圧式給水タンクの購入など防災対策事業や配水管整備事業を推進し、安全で良質な水の安定供給に努めるもの

| 事業名 | 内容等 |
|--|-------------------------|
|  戸倉浄水場次亜注入設備更新工事 | 戸倉浄水場の老朽化した次亜注入装置の更新工事 |
|  三栗山配水池耐震補強工事実施設計業務委託 | 三栗山配水池の耐震補強工事実施設計 |
|  加圧式給水タンク購入 | 加圧ポンプ付の給水タンク購入 |
| 配水管整備改良工事 | 耐震性の向上した管への布設替工事（町内7ヶ所） |

《5 生活環境の整備》



(1) ごみ出し困難者戸別収集事業

47 千円（環境課）

ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等で、ごみ収集所までごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、見守りを兼ねてごみの戸別収集を行うもの

(2) 愛川聖苑設備改修事業

16,886 千円（住民課）

19 年が経過し、経年劣化した火葬炉設備等の改修工事を行い、良好な維持管理に努めるもの

〈改修内容〉

- 火葬炉等改修工事
 - ・火葬炉盤内計装機器交換工事
 - ・火葬炉用台車ブロック交換工事
 - ・火葬炉設備パワーシリンダー交換工事
- 照明LED化工事
 - ・交換箇所 式場ロビー



(3) 都市計画事業の推進

13,541 千円（都市施設課）

都市整備構想の基本方針の具体化に向けて、都市計画基礎調査を実施するなど、都市計画事業の推進を図るもの

〈事業内容〉

- 都市計画基礎調査
 - 人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況、及び将来の見通しなどについて調査を行うもの

●都市計画道路変更に伴う法定図書作成業務

都市計画道路「上の原松台線」の中津太田交差点から一本松交差点までの区間の計画幅員を変更するため、法定図書を作成するもの

◎住民参加のまちづくりの推進

(1) 「協働のまちづくり」の推進

1,461 千円

(行政推進課・住民課・道路課・教育総務課)

「第5次愛川町総合計画」の将来都市像に掲げた「協働のまちづくり」を推進するため、各種町民公益活動の活性化に努めるもの

新 ●行政提案型協働事業

町が計画や事業の概要を示し、これを基に活動団体が具体的な事業内容を町に提案して実施する事業

●「地域防犯活動支援事業」

〈事業内容〉 自治会など、地域の各種団体が実施している防犯活動への支援を行うことで、地域の防犯意識向上を図るとともに、地域コミュニティの形成を促進するもの

●住民提案型協働事業

新 ●学習支援「土曜寺子屋」事業

〈事業内容〉 養育環境等に課題を抱える世帯の小学校3年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象とした学習支援や居場所の提供と併せ、その保護者への支援などを行い、子どもを育てる環境整備を推進するもの

●まち美化アダプト制度モデル事業

・道路や学校用地等の除草、植栽などの美化活動を地域の町民公益活動団体と協働により推進

●あいかわ町民活動応援事業

〈対象事業〉 団体が新たに行う公益的な事業

〈対象団体〉 町内で主に活動し、3人以上の町民を含む5人以上の構成員で組織される公益活動団体

〈助成内容〉 ・補助金額：30万円以内（補助対象経費の8/10以内）

・補助対象期間：1事業3回以内

(2) 自治会加入促進強化月間の実施

(行政推進課)

自治会加入率の向上を図るため、『自治会加入促進（勧誘）強化月間』を設け、区長会と連携し実施するもの

(3) 各種懇談会の開催

9千円（総務課）

町民皆さんから町長が直接ご意見・ご提案をいただく懇談会を開催するもの

〈開催内容〉

- ・中学生への町長特別授業
- ・子育て中の親と町長との懇談会
- ・小学生とのランチミーティング
- ・ふれあいファミリアミーティング

(4) 議会意見交換会の開催

15 千円（議会事務局）

町民の意見を議会運営に反映させるため、議会基本条例に定める意見交換会を開催するもの

- 〈開催内容〉
- ・議会報告、意見交換会（町文化会館）
 - ・議会と各種団体等との意見交換会

◎まち・ひと・しごと創生に向けた取り組み

(1) 半原地域における観光・産業連携拠点づくり

21,568 千円（企画政策課）

横須賀水道半原水源地跡地などの地域資源を活用した、観光と産業が連携した拠点づくりに向け、平成 28 年度に策定した「半原地域における観光・産業連携拠点づくり構想」に基づき、基本計画の策定を進めるもの

〈事業内容〉地域プロモーション戦略の検討、事業内容に関する基本計画の検討等

(2) 愛川婚活「出会いの広場」バスツアーの実施

82 千円（企画政策課）

住民団体「愛川婚活支援センター」が実施する「婚活出会いの広場」事業に、町内の観光スポットを巡る「婚活バスツアー」を組み合わせ開催し、出会いのサポートと併せ、本町の魅力を PR するもの

拡 (3) シティセールス・プロモーションの推進

1,065 千円（総務課）

愛川町の持つ豊かな自然や地域資源、愛川ブランドなどを紹介するシティセールスパンフレットを改訂し、高速道路のサービスエリアなどに配架するもの

また、平成 28 年度に作成した「観光プロモーション動画」に加え、町内のイベントや施設、人、町の施策等を紹介する「シティプロモーション動画」を職員の手作りにより作成し、動画サイト「YouTube」や町ホームページで公開するもの

さらに、ドローンで上空から撮影した町の美しい風景などの映像を活用することで、効果的な町の PR を行い、シティセールス・プロモーションを推進するもの

拡 (4) 三世代同居定住支援事業

5,400 千円（企画政策課）

親・子・孫からなる三世代世帯の町内同居を促進するため、住宅を取得あるいはリフォームする場合に、その費用の一部を補助するもので、町外からの転入に加え町内転居でも活用できるよう制度の充実を図るもの

- 〈助成内容〉
- ・住宅リフォーム費用の 1/2（限度額 20 万円）
 - ・住宅取得費用の 1/2（限度額 30 万円）



(5) 移住定住促進スマホサイト「ポケットに愛川」制作事業

2,052 千円（企画政策課）

従来のホームページや各種パンフレットによる平面的なツールではなく、町の魅力を網羅し、かつ頻繁に情報更新を行え、インタラクティブで訪町を疑似体験できるセールスツール（スマホ用サイト）を開発し、移住定住促進事業の推進を図るもの

〈内 容〉グーグルマップと連携し、町のすべての観光資源の画像や動画を盛り込む

(6) 戸籍届出記念品の贈呈

651 千円（住民課）

婚姻やお子様の誕生を祝福し、婚姻届には町観光キャラクターあいちゃん「ぬいぐるみストラップ」を、出生届にはあいちゃんを刺繍した「ハンカチタオル」を記念品として贈呈するもの



(7) 動画コンテスト「あいかわレッドカーペット」の実施

500 千円（企画政策課）

ショートムービーや愛川町を PR するためのコマーシャルを一般から広く募集し、コンテストを実施するもので、優秀作品については、町ホームページに掲載するなど、シティセールスの一助とするもの

●コンテスト優秀作品賞

- ・ショートムービー部門 最優秀賞 10 万円、優秀賞 5 万円
- ・愛川町CM部門 最優秀賞 10 万円、優秀賞 5 万円

◎行財政運営の効率化をめざして



(1) 半原・中津出張所の見直し

（住民課）

出張所の利用状況を踏まえ、住民票の交付など、サービスの一部を公民館に統合し、行財政運営の効率化を推進するもので、半原出張所を半原公民館に、中津出張所を中津公民館に統合し、出張所を廃止するもの

なお、利用者の利便性を踏まえ、半原公民館の休館日を現行の毎週火曜日から毎月末火曜日に改め、開館日を拡大するもの

〈統合予定時期〉平成 29 年 10 月 1 日（日）

(2) 公用車への有料広告掲載

52 千円（企画政策課）

有料広告制度の拡充を図るため、公用車への有料広告の掲載を 6 台から 16 台に拡大するもの

〈掲載方法〉 各行政分野の啓発事項を記した基本広告の空きスペースに、広告主の名称や電話番号等を掲載（マグネット貼り付け）

〈掲載料金〉 12,000 円／年

(3)「広報あいかわ」戸別配布希望者登録制度

60 千円（総務課）

毎月1日に新聞折り込みで配布している「広報あいかわ」について、新聞未購読世帯の希望者に対する戸別配布を、郵送から業者委託（ポスティング）による配布に改め、経費の節減を図るもの



(4) 広報紙への有料広告の掲載

（総務課）

有料広告制度の拡充を図るため、町広報紙「広報あいかわ」への有料広告の掲載を行うもの

〈掲載方法〉 広報あいかわの裏表紙に広告枠（92 mm×92 mm）を2枠掲載する

(5) 神奈川情報セキュリティクラウドへの参加

9,736 千円（行政推進課）

国の「自治体情報セキュリティ強靱化対策」の一環として、インターネットや外部メールによるサイバー攻撃等から個人情報や重要情報を守るため、都道府県単位で自治体の外部ネットワーク通信経路を集約し、高度なセキュリティ機能を有する「情報セキュリティクラウド」の構築が進められている。

神奈川県についても「神奈川情報セキュリティクラウド（KSC）」として、平成 29 年 3 月にサービスが開始されることから、当該サービスを利用することで、情報セキュリティの高度化を図るもの



(6) 地籍調査事業

（管財契約課）

境界の位置や面積などの土地に関する基礎的な情報を明確にする地籍調査の実施に向けた研究を進めるとともに、関連機関との調整を図るもの

〈事業内容〉

- 都市部官民境界基本調査の国への要望・協議